

4月から成年年齢が18歳に引き下げられます

令和4年4月より、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

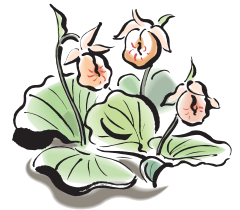
令和4年4月1日に18歳、19歳の人が新成人となり、生年月日によって新成人となる日が次のようになります。

新成人となる日（成年年齢）

- 平成14年4月1日以前生まれ…
20歳の誕生日（20歳）
- 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ…
令和4年4月1日（19歳）
- 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ…
令和4年4月1日（18歳）
- 平成16年4月2日以降生まれ…
18歳の誕生日（18歳）

18歳（成年）になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に
- ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能



20歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）

- ◆飲酒をする ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

※政府広報オンラインより

成年年齢引き下げ！

若者の消費者トラブルに注意！！

問合先 泉佐野市消費生活センター

（☎469・2240）

18歳で成人になると、自分の意思で契約ができるようになります。しかしその反面、親の同意のない契約を取り消せる「未成年者取り消し権」の権利がなくなります。

契約を決めるのも自分ですが、その契約に対して責任を負うのも自分です。成人になったとたんの消費者トラブルが全国的に増えていますので、被害に遭わないようにくれぐれも気を付けましょう。

若者を狙ったこんなトラブルに注意！

- 「簡単に稼げる」と勧められた副業や投資のノウハウの情報商材
- SNSの広告をきっかけに購入したが商品が届かない、連絡がつかない偽サイト
- 「無料体験」「キャンペーン」などのセールストークで契約した高額なエステコース
- 「お試し」のつもりが、定期購入になっていたサプリメントや化粧品 など

●「絶対に儲かる」「今だけ無料」などのうまい話はありません。

●その場ですぐに契約せず、内容をよく確認しましょう。

●少しでもおかしいなと思ったら、きっぱりと断ることが大事です。

●SNSで知り合った人や情報を簡単に信用してはいけません。また、自分の個人情報も安易に提供しないようにしましょう。

※困った時、おかしいなと思った時はすぐに相談しましょう！
消費者庁では「18歳から大人」特設ページを設けて関連情報を提供しています。

■泉佐野市消費生活センター（☎469・2240）

土・日曜日、祝日、年末年始除く午前9時～午後4時30分

■消費者ホットライン（☎188・いやや）※局番なし

～4月1日より

20歳以上から18歳以上に
10年用パスポート

パスポートには、有効期間が5年のものと10年のものがありますが、10年のパスポートは成年年齢に達した人のみ申請できます。

4月1日から民法の成年年齢が引き下げられることに伴い、18歳以上の人は10年用パスポートの申請が可能になります。

問合先 市民課

2023年（令和4年度）以降の

泉佐野市成人式

民法改正により、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、対象者の多くは高校3年生であり、就職活動や大学受験など重要な時期と重なり、本人や保護者などへの経済的負担をはじめ様々な負担が大きくなることなどを勘案し、本市ではこれまでどおり、20歳となる人を対象に成人式を実施します。

問合先 青少年課

（☎469・1106）

※来年の成人式は、令和5年1月9日祝に開催の予定です。